

ぎのわんし だい  
宜野湾市 第6期 障がい福祉計画及び

ぎのわんし だい  
宜野湾市 第2期 障がい児福祉計画

がいようばん  
(概要版)



## 1. 計画の趣旨

宜野湾市では、全ての人を社会の構成員として包み、支え合う、ともに生きる社会を目指して総合的な障がい者施策を展開してきました。

本計画は、令和2年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容と本市の実情を勘案し、新たな成果目標、サービスの見込み量及びサービス確保に向けた考え方などを定めています。

## 2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

## 3. 障がい者基本計画の基本理念及びめざす姿

### 基本理念1：差別のない平等な社会づくり

障がいのある人も無い人も同じ社会の一員として地域の中で安心して暮らし、自由に活動できるよう、差別のない平等な社会づくりをめざします。



### 基本理念2：自己選択・自己決定による自立の尊重

誰でも皆、生きがいを持ち、自分らしく生きることを望んでいます。障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重する社会をめざします。

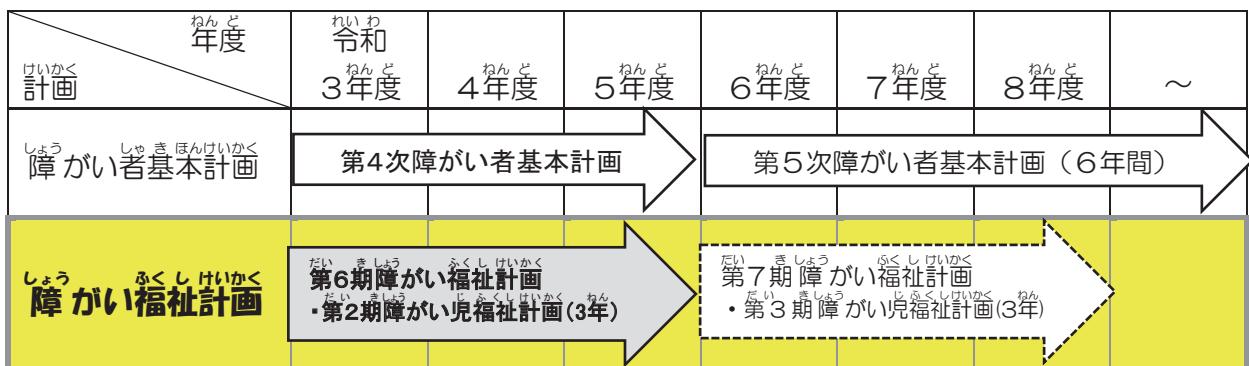
### 基本理念3：人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現

障がい者やその家族が地域でいきいきと暮らしていくため、様々な地域人材・地域資源を活かした「地域の中での支え合いのしくみづくり」により、思いやりのある地域社会を実現します。

くめざす姿 >

# こころ ささ あ チュイシージーの心で支え合い、 だれ じぶん あんしん くら 誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

## 5. 計画の期間



## 6. 第6期 障がい福祉計画

### ■ 成果目標の設定（令和5年度末の目標）

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

事項	数値
令和元年度末（2019年度末）の入所施設にいる人数	88人
令和5年度末（2023年度末）の入所施設にいる人数	83人
入所施設にいる人数の変化	5人の減少
入所施設から出て地域で暮らし始める人数	5人

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

事項	令和3年	令和4年	令和5年
話し合う場の開催回数	0回	0回	3回
話し合いに参加する関係者の人数（1回あたり）	0人	0人	12人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度中に地域生活支援拠点（複数機関が機能を担う面的整備型）の確保を目指します。

じこう 事項	れいわ 令和3年	れいわ 令和4年	れいわ 令和5年
拠点機能の充実等について話し合う場の回数	かい 〇回	かい 〇回	かい 2回

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労へ移行する人数

じこう 事項	すうち 数値
令和元年度（2019年度）に福祉施設から一般就労への移行者数	にん 21人
令和5年度（2023年度）に一般就労へ移行する目標人数	にん 28人

#### ② 「就労移行支援事業」から一般就労へ移行する人数

じこう 事項	数値
令和元年度（2019年度）に就労移行支援事業から一般就労への移行者数	にん 19人
令和5年度（2023年度）に一般就労へ移行する目標人数	にん 25人

#### ③ 「就労継続支援A型事業」から一般就労へ移行する人数

じこう 事項	数値
令和元年度（2019年度）に就労継続支援A型から一般就労への移行者数	にん 2人
令和5年度（2023年度）に一般就労へ移行する目標人数	にん 3人

#### ④ 「就労継続支援B型事業」から一般就労へ移行する人数

じこう 事項	数値
令和元年度（2019年度）に就労継続支援B型から一般就労への移行者数	にん 0人
令和5年度（2023年度）に一般就労へ移行する目標人数	にん 2人

#### ⑤ 「就労定着支援事業」の利用者数と事業所数

じこう 事項	数値
令和5年度（2023年度）の就労定着支援事業の利用者数	にん 20人
令和5年度（2023年度）の就労移行率が八割以上の就労移行支援事業所数	しょ 16か所



(5) 相談支援体制の充実・強化等

じごう 事項	れいわ 令和3年	れいわ 令和4年	れいわ 令和5年
総合的、専門的な相談支援の実施か所数	3か所	3か所	3か所
相談機関との連携強化のための取り組み実施回数	10回	10回	10回

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

じごう 事項	れいわ 令和3年	れいわ 令和4年	れいわ 令和5年
沖縄県が実施する研修等へ参加する市役所職員の数	10人	10人	10人
システムの審査結果を事業所等と共有する年間回数	2回	2回	2回



# 7. 第2期 障がい児福祉計画

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援事業所等と連携し、令和5年度中に児童発達支援センター機能確保をめざします。

(2) 保育所等訪問支援の充実

事業所の参入を促すほか、児童発達支援センターの機能の確保に合わせて令和5年に利用できるよう体制構築に取り組みます。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に取り組みます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

宜野湾市地域自立支援協議会を活用して令和3年度中に協議の場を設置します。また医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5年度の配置に向け取り組みます。

(5) 発達障がい者等に対する支援（活動指標）

じこう 事項	れいわ 令和5年
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講者数	8人



## 障がい福祉計画におけるサービス等について

### 障害福祉サービス

下記の障害福祉サービスについて、令和3年度～令和5年度まで各年度ごとに見込量を設定するとともに、見込量の確保方策を掲げました。

#### 訪問系

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援

#### 日中活動系

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型）

- ・就労継続支援（B型）
- ・就労定着支援
- ・短期入所（福祉型）
- ・短期入所（医療型）
- ・療養介護

#### 居住系

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・施設入所支援

#### 相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援



### 地域生活支援事業

下記の地域生活支援事業について、令和3年度～令和5年度まで各年度ごとに見込量を設定するとともに、実施に関する方策を掲げました。

#### 必須事業

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業  
(基幹相談支援センター等機能強化事業)
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・意思疎通支援事業  
・手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- ・手話通訳者設置事業
- ・手話奉仕員養成研修事業

- ・日常生活用具給付等事業
- ・介護・訓練支援用具
- ・自立生活支援用具
- ・在宅療養等支援用具
- ・情報・意図疎通支援用具
- ・排泄管理支援用具
- ・住宅生活動作補助用具（住宅改修費）
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター

#### 任意事業

- ・点字・声の広報等発行事業
- ・点字講座（奉仕員養成研修）事業
- ・自動車運転免許取得・改造費助成事業

- ・重度身体障害者移動支援事業
- ・日中一時支援事業

## 障がい児福祉計画におけるサービスについて

下記の障がい児支援サービスについて、令和3年度～令和5年度まで各年度ごとに見込量を設定するとともに、見込量の確保方策を掲げました。

#### 障がい児支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障害児相談支援



## ふとう さべつてきとりあつか れい だいひょうてき ごうりてきはいりょ れい 不当な差別的取扱いの例・代表的な合理的配慮の例

### ふとう さべつてきとりあつか れい 【不当な差別的取扱いの例】

- 障がいを理由に窓口対応を拒否する
- 障がいを理由に対応の順序を後回しにする
- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を受けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする
- 「障がい者不可」「障がい者お断り」と表示・広告する
- において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり評価に差をつける
- 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける



### だいひょうてき ごうりてきはいりょ れい 【代表的な合理的配慮の例】

- 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする
- 筆談、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる
- 意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器(タブレット端末等)等を活用する
- 学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する
- 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する
- 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する
- 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等に書く、絵カードを活用する等として示すようにする
- お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す
- 重症心身障がいや医療的ケアが必要な方は、体温調整ができないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮を行う



だいひょうてき じれい ぎょうせい きょういく いりょう しょくば こうきょうこうつう きんゆうきかん いんしょくてん ていきょう  
代表的な事例のほか、行政、教育、医療、職場、公共交通、金融機関、スーパー・飲食店などで、提供  
するサービスに応じた合理的配慮の提供に取り組むことが大切です。

### 『宜野湾市第6期障がい福祉計画及び宜野湾市第2期障がい児福祉計画』

れいわ ねん がつきてい がいようばん  
令和3年3月策定 概要版

はつ こう ぎのねん ふくしきいしんぶ しう ふくしき  
発行:宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課

テ901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1 電話:098-893-4411